

廃校利活用の提言(要旨)

特徴のある地域社会の拠点づくりを目指してー

「かがやきの文化都市」部会

1 問題の所在

新見市においては、平成2年3月から22年3月までに廃校となった学校は、小中学校あわせて26校に上る。

このうち他の用途に活用されているのは、15校で、活用について検討されているが、事実上の未利用状態のまま残されているのは、7校である。活用率は、57.7%であるが、全国の数値と比較すると7.5ポイント下回っている。(平成22年9月末現在)

活用の内容は、社会教育施設11校、文化施設1校、医療福祉施設3校に分類され、全体割合は、それぞれ73.3%、6.7%、20.0%に相当する。こうした数値は、全国の利活用状況とほぼ同様の傾向にあることがわかる。(別紙資料参照)

地域の重要な施設である学校が、本来の役割を終え、活用されないままの状態は、公共施設である以上、地域全体にとって大きな損失であると考えられる。

そこで、この問題をテーマに取上げ、現状を分析し、議論を重ねた上で対応策を以下のとおり提言する。

2 提言内容

A 新見全体の廃校利活用促進会議の設置と再利用計画の作成

新見市総合振興計画に沿った基本構想の構築

ア 公益的役割を担うものー地域コミュニティの円滑化等への転用

イ 経済的役割を担うものー地場産業の振興などに資するものへの転用

B 利活用促進プロジェクトチーム(P T)の発足

各地域の地元民を中心に専門家をも交えたP Tの立ち上げ

具体的構想の練り上げ

C 利活用の事業主体の公募

ネットを通じた事業主体の参加呼びかけ

プレゼンによる事情内容の説明

D 情報発信

新見市の情報インフラを最大限利用した廃校情報の全国発信

E 基金制度の確立

事業運営の継続を支援

F 部会の協力

先進事例の紹介

3 まとめ

学校という公共財産が、再び、地域の特徴を活かした活動拠点として有効利用されるよう、住民の視点からまとめた具体策が上記の内容である。慎重な議論の結果を別紙の冊子と共に提出する。

以上

廃校利活用の提言

特徴のある地域社会の拠点づくりを目指してー

「かがやきの文化都市」部会

1 現 状

廃校舎の現状

現在、全国の公立校における廃校舎数は、高等学校等、中学校、小学校合わせて3,134校あり、内訳は、それぞれ576校、572校、1,986校である。

これらの廃校舎で現存するものは、全体の91.7%にあたる2,874校に上るが、何らかのかたちで活用されている校舎は、1,875校にとどまり、65.2%を占めるにすぎない。残りの校舎のうち779校に至っては、廃校から既に数年が経過しているにもかかわらず、建物利用の予定さえないという現状である。(平成21年5月1日現在)

では、新見市においてはどのような状況にあるのか。平成2年3月から22年3月までに廃校になった市内の学校は、小中学校あわせて26校に上る。このうち他の用途に活用されているのは、15校にとどまり、活用について検討はされているが事実上の未利用状態のまま残されているものは、7校である。活用率は、57.7%で、全国の数値と比べてみると7.5ポイント下回っている。(平成22年9月現在)

活用が図られている校舎の内容(既利用の内容)は、社会教育施設11校、文化施設1校、医療福祉施設3校に分けられ、全体割合は、それぞれ73.3%、6.7%、20.0%に相当する。

こうした数値は、全国の状況とほぼ同じ状況にあることを示している。(別紙資料参照)

利活用がすすまない原因

地域にとって重要な施設である学校が、廃校後、新たな用途をもった施設としてなぜ活用されないのか。さまざまな原因が考えられるが、主に以下の事柄が挙げられる。

制度上の要因

公立学校施設の目的外使用については、学校施設整備費の性格上、さまざまな制約があり、転用に係る手続が複雑で時間を要する。*現在、これは簡素化されている。

物理上の要因

建築年代により、耐震上問題がある校舎については、利用が控えられる。また、アスベストを使用したものについては、使用自体が禁止される。

地域がかかえる要因

地元の意見が集約されない。また、とりまとめるべきリーダーの不在。子育て世代とそれ以外の世代との認識差。廃校利活用の必要性の声が届きにくい。

2 検 討

現状を踏まえたうえでの対処

国においても廃校の利活用を推進するため、いろいろな施策を行っている。制度上の要因に対しては、平成20年6月に財産処分手続きの大幅な弾力化・簡素化を図るとともに、地域再生計画認定による財産処分制度による利活用促進策を講じてい

る。これらの制度を詳細に検討し、利用希望者に手続の内容などを周知し、適用を進めれば利活用に繋がるのではないかと考える。

また、耐震上の問題については、新見市内の廃校舎については、すべて耐震性能を充たしているとは言い切れないが、利活用を妨げる大きな要因ではないと考えられる。

では、地域が抱える要因についてはどう対処すればよいのか。以下、この問題に焦点を絞り検討する。

地元の意見集約と合意形成のプロセス

全国の廃校舎利活用に関する先進的取り組みの成功事例を分析すると、いくつかの点で共通項がみられる。第一は、基本コンセプトの構築であり、第二は、外部からの客観的意見を取り入れるための仕組みづくりであり、そして第三は、資金面での自助努力である。これらの要素が含まれていることにより持続可能な再利用が図られるのではないかと考える。

そこで、学校という地域社会の公共財産を再び地域の活動拠点として有効利用されるために、前述の三つの要素を勘案しながら、次の通り、提言する。

3 具体的提言

A 新見市全体の廃校利活用促進会議の設置と再利用計画の作成

市内に点在する未利用の廃校舎について、地元の要望、地理的条件、既存施設の設置状況等を勘案し、新見市総合振興計画における構造図(ゾーン計画)を参考に全体の再利用計画を専門家とともに作成する。計画の中身は、それぞれの地域の特性を活かした内容とするが、大きく2つの性格に分け、基本構想を固める。

ア 公益的役割を担うもの —— 地域コミュニティの円滑化、社会教育活動の促進に資する内容への転用

イ 経済的役割を担うもの —— 地場産業の振興、新産業分野の研究など地域経済に密着した内容への転用

B 利活用促進プロジェクトチームの発足

廃校利活用促進会議がまとめた全体計画を基に、各地域の廃校ごとに地元住民に加え、外部有識者などで構成されるプロジェクトチームを立ち上げ、利活用の具体案をとりまとめる。例えば、イの経済的役割を担う内容について、産業分野の選定、対象世代の絞込み、将来的な展開や運営についての諸条件など、この組織で継続的運営を図るための具体的戦略を練りあげる。

C 利活用促進の事業主体の公募

利活用促進プロジェクトチームがまとめた具体案に基づいて事業を共に推進する主体を地元に限らず、全国からネットを通じて公募する。

複数の公募事業者によるプレゼンテーションを開催し、地域との適合性や将来性等を判断する。

D 情報発信

利活用を図るためには、市の内外を問わず、多くの人々の協力が必要である。新見市では、ラストワンマイル事業で情報のインフラが充実しており、外部に対する

情報発信能力はきわめて高いといえる。このメリットを最大限に活用した廃校の情報提供を全国に先駆けて行ってみたい。具体的には、未利用の廃校舎の現況(不動産の情報と地元の受け入れ体制、条件等)を新見市のホームページで紹介するものである。

掲載内容は、校舎、体育館の構造、床面積、築年数、周辺の環境
地元が要望する転用後のかたち、将来像、期待度
所在場所、交通手段、周辺人口など

このような内容をひとつのフォームにまとめ校舎ごとのファイルとしてホームページに掲載してはどうかと考える。これにより、廃校舎を利用したい事業者と地元とのマッチングの機会が増え、より地元の意見が反映された転用が図られるのではないかと考える。また、近隣市町村での同様の取り組みについても意見交換が図られ、連携することにより継続的な運営に役立つのではないかとと思われる。また、文部科学省施設助成課では、ホームページで再利用を希望する廃校を一覧にして公開することやさまざまな助成制度を紹介するなどして有効活用を後押ししているという(朝日新聞平成22年9月9日付朝刊記事より)。こうしたことも積極的に活用すべきではないかと考える。

ともあれ、廃校に関する情報発信の集約化と窓口の一元化は、利活用を促進する上で欠かせないので、情報フォームの作成は重要であると思われる。

E 継続的運営のための支援体制

事業実施主体が決定し、運営が開始された後には、自立的運営が基本であると考えられる。そのためには、住民自らが物質的な応援をしていくのが望ましい。具体的には、事業を応援する人々による小額基金制度の導入である。一人あたり10円から100円程度を目安に広く基金の参加を呼びかけ、事業運営に少しでも役立てられる仕組みをつくり、周辺の環境整備等に役立てる。こうした基金制度により、事業内容に賛同する地域内外の人々と一体となった運営を図る体制をめざす。

F 地域審議会の部会(かがやきの文化都市部会)の協力

必要性と地域に与える影響や効果などをわかりやすく伝える。(成功事例紹介)

4 利活用後の開かれた運営

利活用された施設の運営は、地域の自助努力に負うことはいうまでもないが、施設の公共的性格から地域外の利用者の存在も考慮する必要がある。例えば、社会教育施設であれば、どの地域の住民でも利用可能な形態をとり、利用者の視点に立った運営のありかたを構築することが必要であると考えられる。

5 参考 利用促進プロジェクトチームで検討する具体案について

全体計画に基づき、各校で組織されるプロジェクトチームで利活用の具体的な方向性が示されると考えるが、そのための参考として、部会では次の内容を提案する。

公益的役割を担うもの

具体例 社会調査(農村問題等を研究する大学の研究室)の実験施設
電子図書館(i pad等を導入した新しい形態)の設置

社会人を対象とした地域学習センターなど
経済的役割を担うもの
具体例 簡易宿泊施設(体験型)、農家レストラン
農産物加工施設、貯蔵庫(C A S 冷凍システムを利用)
w e b 制作会社の集積拠点
木質燃料の研究施設
リチウム電池の研究施設
コンバートE V 自動車の整備工場など

これらは、あくまで参考でありそれぞれのプロジェクトチームの実質的な議論の一助になればと考えている。

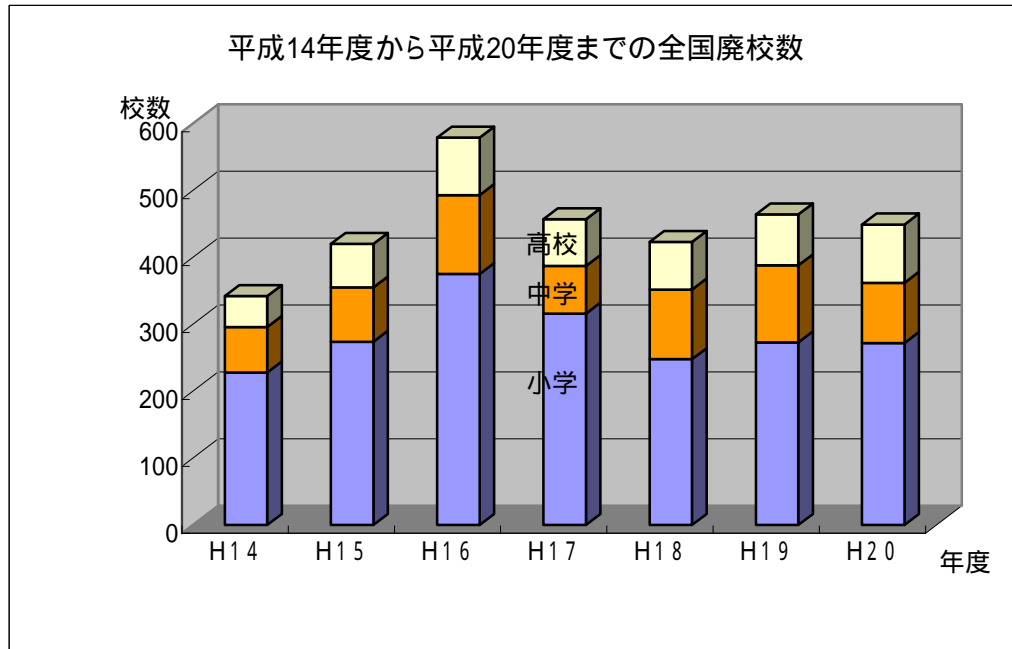
6 まとめ

廃校の利活用については、なかなか議論が前に進まないのが現状であることは認識している。しかし、多額の公的助成により建設された学校が、廃校から何年も利用されることなく放置されているのは、もったいない限りである。

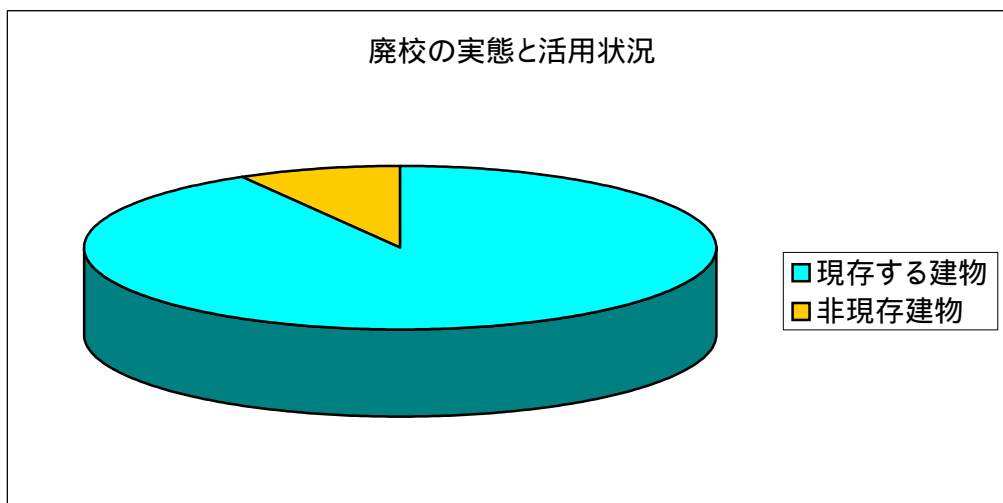
ただ、重要なのは、地域にとって本当に必要で有効的な再利用が図られることにある。今後は、全国の廃校が地域の再生をかけて各分野への転用促進の動きが加速することが予想される。こうした競争状態で埋没することなく地域の実情に配慮し、かつ独自のアイデアをもって持続可能な廃校の利活用が戦略的に進められるために 客観的な合意形成と 支援体制の確立を前述の内容で提言する。

以上

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 小学校 | 228 | 274 | 375 | 316 | 248 | 273 | 272 | 1986 |
| 中学校 | 68 | 81 | 118 | 71 | 104 | 115 | 90 | 647 |
| 高校等 | 46 | 65 | 86 | 70 | 71 | 76 | 87 | 501 |
| 合計 | 342 | 420 | 579 | 457 | 423 | 464 | 449 | 3134 |

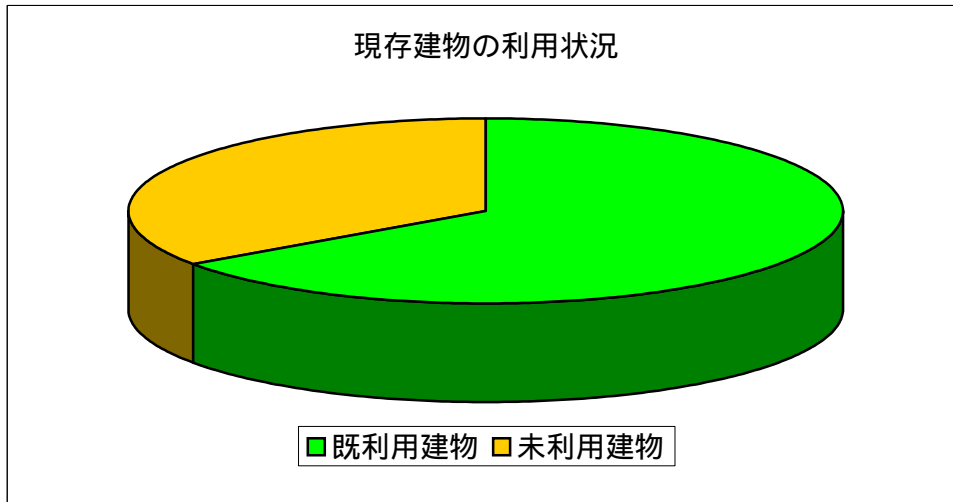


| 廃校数 | 現存建物 | 2874 | 91.70% |
|-----|-------|------|--------|
| | 非現存建物 | 260 | 8.30% |
| | 合計 | 3134 | 100% |

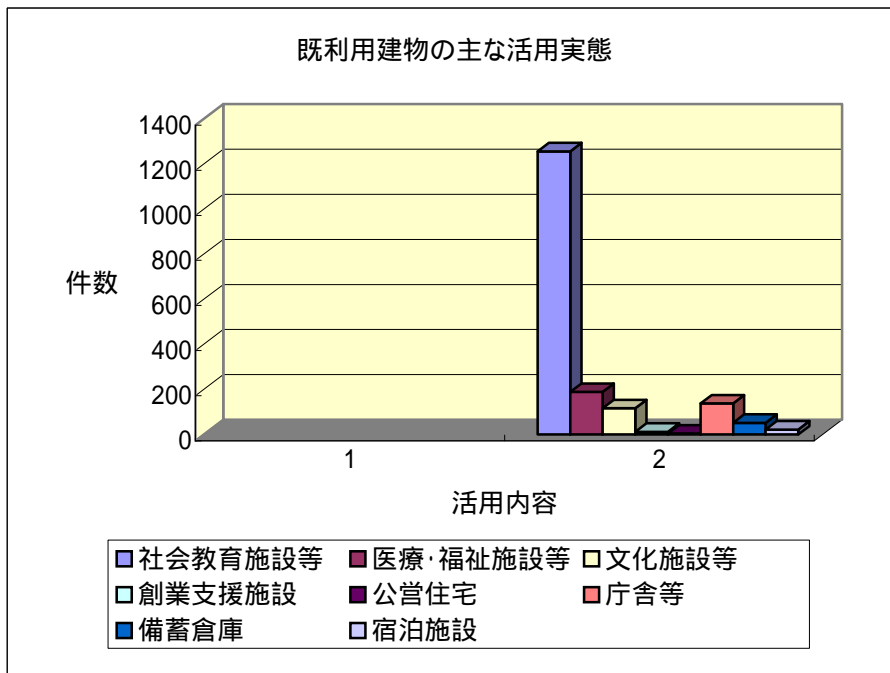


| | | |
|-------|------|--------|
| 既利用建物 | 1875 | 65.20% |
| 未利用建物 | 999 | 34.80% |

資料 2

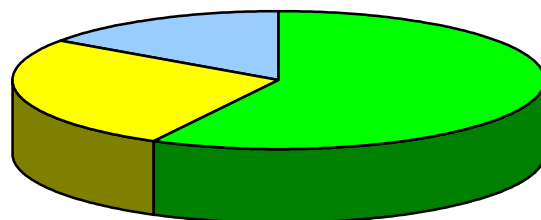


| | | |
|----------|------|--------|
| 社会教育施設等 | 1256 | 70.20% |
| 医療・福祉施設等 | 189 | 10.60% |
| 文化施設等 | 117 | 6.50% |
| 創業支援施設 | 12 | 0.70% |
| 公営住宅 | 4 | 0.20% |
| 庁舎等 | 138 | 7.70% |
| 備蓄倉庫 | 52 | 2.90% |
| 宿泊施設 | 22 | 1.20% |
| 合計 | 1790 | 100% |



| | | |
|-------|----|--------|
| 既利用建物 | 15 | 57.70% |
| 未利用建物 | 7 | 26.90% |
| 取り壊し等 | 4 | 15.40% |
| 全体 | 26 | 100% |

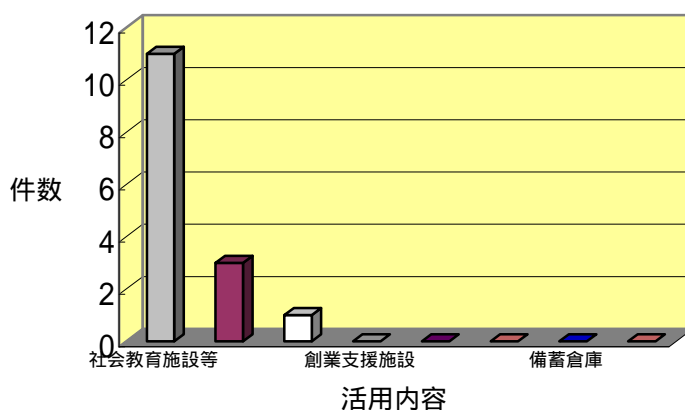
新見市の廃校舎利活用の現況(平成2年3月から22年9月まで)



■ 既利用建物 ■ 未利用建物 ■ 取り壊し等

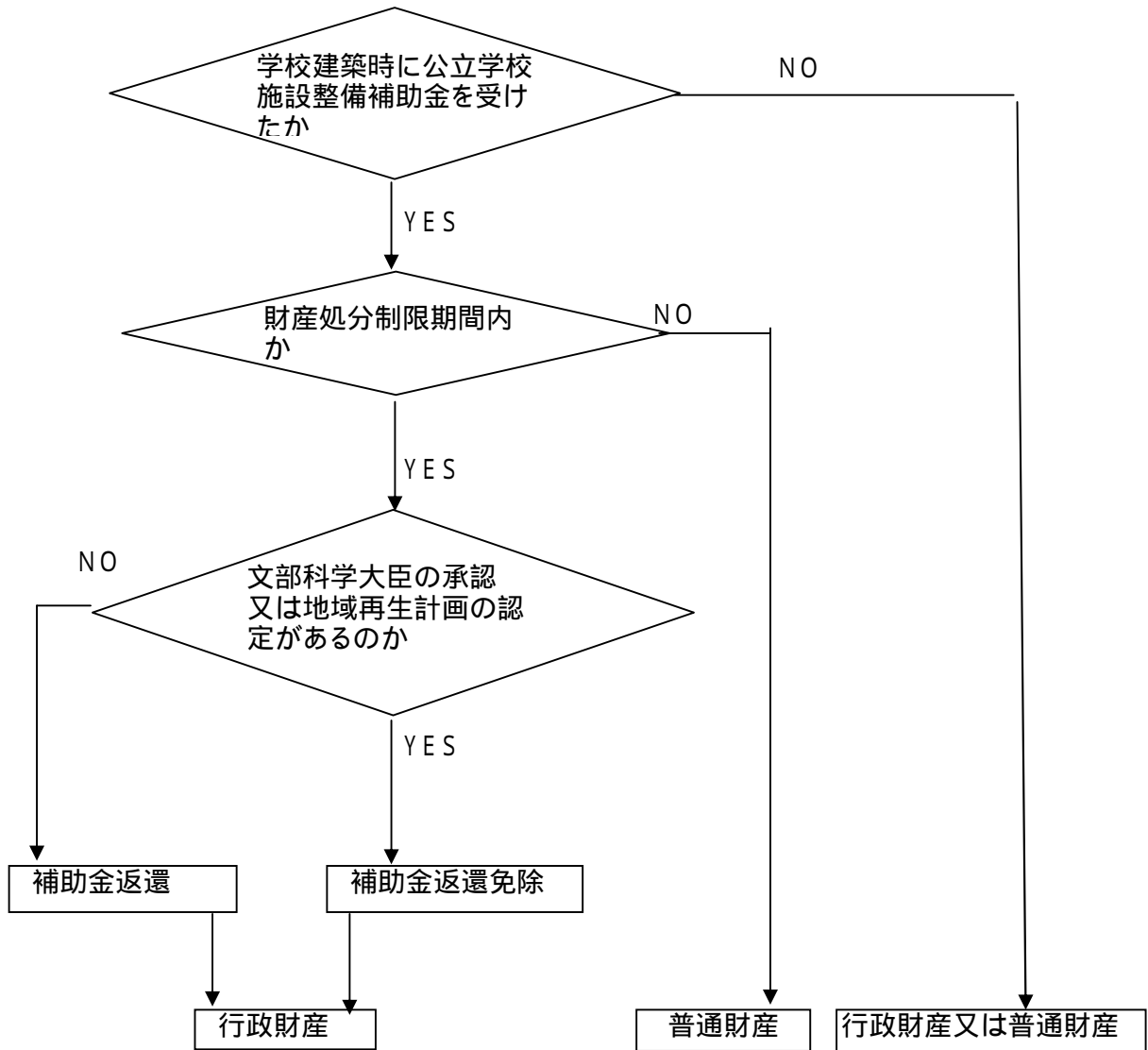
| 既利用建物の用途 | 件数 | 割合 |
|----------|----|--------|
| 社会教育施設等 | 11 | 73.30% |
| 医療・福祉施設等 | 3 | 20.00% |
| 文化施設等 | 1 | 6.70% |
| 創業支援施設 | 0 | 0 |
| 公営住宅 | 0 | 0 |
| 庁舎等 | 0 | 0 |
| 備蓄倉庫 | 0 | 0 |
| 宿泊施設 | 0 | 0 |

新見市の廃校利活用状況



□ 社会教育施設等 ■ 医療・福祉施設等 □ 文化施設等 □ 創業支援施設
 ■ 公営住宅 ■ 庁舎等 ■ 備蓄倉庫 ■ 宿泊施設

財産処分の流れ



| | |
|--------|---|
| 原 則 | <p>国庫補助を受けて整備した建物を転用する場合 補助金適正化法の適用により、文部科学大臣の承認（財産処分手続き）が必要 本来、公立学校整備のために交付された補助金なので、補助目的外に転用する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要</p> |
| 則 | <p>ただし、以下の場合、財産処分手続は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助を受けずに整備した建物を転用する場合 ・ 国庫補助を受けて整備した建物で、処分制限期間の経過している建物を転用する場合 |



上記の手続が原則であるが、2008年6月に財産処分手続の大幅な弾力化・簡素化が行われた。**文部科学省の取り組み**

文部科学省では、以下の通り、**国庫補助金相当額の国庫納付をほとんどの場合不要**とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な弾力化・簡素化を図っている。
(平成20年6月に取り扱い通知を改正)

主 な 内 容

- (1) 補助後10年以上経過した施設等を無償で財産処分(転用・貸与・譲渡・取り壊し)する場合は、原則として相手先を問わず国庫納付金を免除したこと。
- (2) 補助後10年以上経過した施設等を有償で財産処分(転用・貸与・譲渡・取り壊し)する場合、国庫補助金相当額を学校施設整備のための基金積立を条件に免除したこと。
- (3) 耐震補強事業または大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した施設などを無償で財産処分(転用・貸与・譲渡・取り壊し)する場合には、補助後10年未満でも国庫納付金を免除したこと。
- (4) 大規模改造事業((3)は除く)で、以下の条件に該当する場合は国庫納付金を免除したこと
 - ・ 建物本体は新增改築から10年以上経過
 - ・ 無償による財産処分(転用・貸与・譲渡・取り壊し)
- (5) 補助後10年未満でも、市町村合併に伴い、学校統合などをした建物の無償による財産処分(転用・貸与・譲渡・取り壊し)についても、国庫納付金を免除したこと。

このほかに地域再生計画認定による財産処分もある。
これは、地域再生法に基づき、内閣総理大臣が認定を行っている地域再生計画において、廃校施設・余裕教室を同一地方公共団体内で転用または民間事業者等へ無償貸与する場合、国庫補助事業完了後の経過年数や貸与の相手方を問わず、地域再生計画の認定をもって、文部科学大臣の承認があったものとみなす取扱いとしている。